

## (旧) 日本語学会評議員選挙規則

1975年8月22日 制定  
1978年5月28日 改訂  
1999年5月30日 改訂  
2000年5月28日 改訂  
2004年5月22日 改訂  
2009年6月7日 改訂  
2012年5月19日 改訂

第1条 この規則は、会則第13条、第14条及び第15条の規定に基づき、評議員の選任に関して、選挙管理方式、候補者の確定方式、会員による投票及びその処理の方式について定める。

(選挙管理及び選挙管理委員会)

第2条 評議員の選任に関する選挙管理は、選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員会は、評議員の改選が行われる度ごとに設ける。
- 3 選挙管理委員会は、選挙管理委員5人で構成する。
- 4 選挙管理委員は、任期の満了しない評議員の中から、評議員会で選出する。
- 5 選挙管理委員は、互選によって選挙管理委員長を選ぶ。
- 6 選挙管理委員会の任務は、評議員候補者の確定、会員の投票に関する有権者の認定、投票期日の決定、投票用紙の作成、郵送及び開票、並びに結果の報告とする。

(候補者)

第3条 会員の投票は、選挙管理委員会の確定した候補者について行うものとする。

- 2 候補者の数は原則として50人とし、改選の時期に任期の満了する評議員（以下「満期評議員」という）を含めるものとする。

第4条 候補者の資格は、会則第14条に定める評議員に選任される資格条件を適用する。

第5条 選挙管理委員会は、次の手続きによって、評議員候補者を確定する。

- (1) a 機関誌上での公告又はその他の方法により、第6条に定める会員に候補者の推薦を求める。  
b 各々の推薦人が推薦できる候補者は5人以内とする。
- (2) 推薦された者につき資格を審査し、その有資格者と満期評議員のうちの有資格者とが、合わせて第3条2に定める候補者数を超えない場合は、これをすべて評議員候補者とする。

- (3) a もし、上記の有資格者の数が合わせて第3条2に定める候補者数を超える場合は、満期評議員以外の有資格者につき、各評議員に、無記名、25人連記の投票を求め、上位得票者から満期評議員の有資格者に加えて50人までを、評議員候補者として決定する。
- b 得票同数で順位をきめることができない場合は、選挙管理委員会の抽選による。

(有権者)

第6条 候補者の確定において推薦権を有する者、及び、会員による投票に際して投票権を有する者は、本会の個人名会員で、公示日前月末までに、当該年度の会費を納入した新入会員、または、前年度までの会費を納入している、以前からの会員とする。

(投票及び開票)

第7条 会員による投票及び結果の処理は、次の手続きによる。

- (1) 選挙管理委員会は、第5条の規定によって確定した全候補者の氏名を記した投票用紙を作成し、返送の期日を明示して、第6条に定める会員に郵送する。
- (2) 会員は、投票用紙の候補者のうち、適当と考える者25人以内に指定された記号をつけ、投票用紙には無記名で、選挙管理委員会あてに郵送する。
- (3) 開票は、選挙管理委員会の席上で、投票者の資格確認の上行う。
- (4) a 上位得票者から25人を当選者とする。
- b 得票同数で順位をきめることができない場合は、選挙管理委員会の抽選による。
- (5) 満期評議員以外の評議員に欠員のある場合は、次点者を順に繰り上げて、補欠の評議員とする。その任期は前任者の残任期間とする。

(選任の通告及び公告)

第8条 選挙管理委員会は、当選した全評議員に対してその旨通告し、選任の確定した全評議員の氏名を機関誌上に公告する。

(選挙管理委員会の運営)

第9条 第2条6に定める選挙管理委員会の任務の範囲で、この評議員選挙規則に定める以外に必要な事項は、選挙管理委員会が定めるものとする。

付則 この規則は、2004年5月22日から施行する。

付則 この規則は、2009年6月7日から施行する。

付則 この規則は、2012年5月19日から施行する。

※【字句訂正】 第 9 条「評議員改選規則」を「評議員選挙規則」と改めた。(2005 年 7 月 31 日理事会)

(注)「日本語学会評議員・会計監査選挙施行規則」(2014 年 5 月 17 日制定)の制定にともない、この規則は廃止された。